

下記の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年2月16日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度静岡県庁内一時預かり保育施設運営業務委託

(2) 業務内容等

静岡県庁内一時預かり保育施設の運営業務

(3) 委託価格の限度額

6,731,208円（税込）

2 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 参加資格

- (1) 静岡県内において認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営を含む。）実績が3年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 都道府県税の納税義務を有する者にあつては、当該都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2項に該当する団体。
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者。
 - ウ 法人の役員など（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき審査を行うものとする。

5 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
経営管理部行政経営局福利厚生課福利厚生班

(2) 仕様書及びプロポーザル要領の配布

ア 交付期間 告示の日から令和3年3月4日（木）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

(3) 提出書類等

ア 参加申込書 令和3年3月4日（木）午後5時必着 郵送又は持参

イ 企画提案書等 令和3年3月11日（木）正午必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和3年3月15日（月）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁内の指定した場所

6 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細はプロポーザル要領による。

(3) 照会窓口は、静岡県経営管理部行政経営局福利厚生課福利厚生班（電話番号054-221-2022）とする。

(4) 現場説明会は行わない。